

## 特許公報の読み方

弁理士 長嶺 浩之

### 1. はじめに

私は、未経験で特許事務所に入所しました。初めて特許公報を読んだとき読みにくいと感じ、睡魔と戦っていました。(今でも戦っています)。

入所時特許公報の読み方について何も知らなかったため、特許公報を最初から最後まで隔々まで読んでいました。これでは、集中力が持たず、読んでも頭に入らず、しまいには眠くなるといったことになってしまいます。

そこで本ニュースレターでは、特許公報について、どこを読めばいいのか、どこから読めばいいのか、どういう意識で読めばいいのかなど、それなりに効率よく特許公報を読む方法について具体的な特許公報(特許6480628号)を用いて説明したいと思います。

ただし、技術分野は様々あり、技術分野ごとに明細書の書き方は異なっています。そのため今回は、情報処理分野を例に取り上げ説明したいと思います。

またここでは、公報を読む目的として、技術を理解する、特許請求の範囲を理解するという観点で説明したいと思います。

### 2. 特許公報の構成

まず、特許公報の構成は、次のようになっています。

- (1) 特許請求の範囲
- (2) 明細書
- (3) 図面

そして、明細書の構成は次のようになっています。

- 【技術分野】
- 【背景技術】
- 【発明が解決しようとする課題】
- 【課題を解決するための手段】
- 【発明の効果】
- 【図面の簡単な説明】
- 【発明を実施するための形態】

このように明細書には多くの項目があり、どの順番で読めばよいのか初めてでは分かりません。

### 3. 特許公報を読む順番

2. で説明したように特許公報には様々な項目がありますが、これらすべてを順番に読む必要はありません。読むべき順番があります。

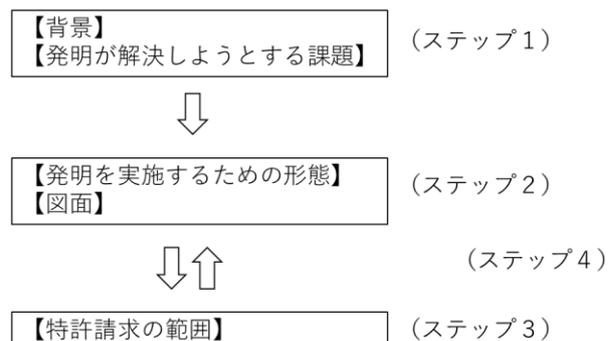
発明とは、一般に、何らかの課題があり、その課題を解決する手段を実現することによってなされ、課題を解決することで、何らかの効果を生ずるものです。

このため、課題は何か、課題を解決する構成は何か、課題の解決によりもたらされる効果は何か等を意識して読むことが重要になります。

つまり、発明を理解するためには、まず課題を知ることが重要になります。そこで、発明の背景事情や発明が目的とするところを記載している【背景技術】、【発明が解決しようとする課題】をまず読むとよいです。

ということで、効率よく公報を読むために以下のステップに従って読むことを提案します。

まず、発明の課題を把握(ステップ1)する。その後は、【発明を実施するための形態】を【図面】を参照しながら拾い読みし(ステップ2)、最後に【特許請求の範囲】を読む(ステップ3)。**【特許請求の範囲】**を読んでも分からなければ、【発明を実施するための形態】にまた戻る(ステップ4)。



## 4. 具体例

### (1) ステップ1：【背景技術】、【発明が解決しようとする課題】を読む。

それでは、具体例（特許6480628号）を用いて実際に読んでいきましょう。ステップ1に従って、【背景技術】、【発明が解決しようとする課題】を見てみます。

#### 【背景技術】

##### 【0002】

現在、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、電子マネー及び二次元コード決済など、様々な決済手段が存在し、情報処理端末を利用して決済を行うことができる。また、ユーザは、買い物等を行う際、これらの決済手段の中から任意の決済手段を用いて支払いを行うことができる。例えば特許文献1には、多様多様な決済手段に対応できる決済処理方法及び決済処理システムが開示されている。

#### 【発明が解決しようとする課題】

##### 【0004】

店舗にて利用可能な決済手段は、店舗ごとに異なることが多い。そのため、ユーザは、店舗で支払いを行う際、利用する店舗で利用可能な決済手段の中から、支払いに用いる決済手段を選択する必要がある。また、利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザは、これらの複数の決済手段の中から更に1つの決済手段を選択する必要があるし、利便性が損なわれる。

##### 【0005】

本開示は、利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザに対して、より適切な決済手段を提示することが可能な情報処理方法を提供することを目的とする。

この後、【課題を解決するための手段】が続きます。【課題を解決するための手段】を読めば課題を解決するための手段が分かるのかというところではありません。多くの場合、【特許請求の範囲】が単にコピーされているため、【特許請求の範囲】を読んでわからなければ、この項目を読んでも分かりません。

【背景技術】を読むと、様々な決済手段があって、ユ

ーザは買い物を行う際に、これらの決済手段の中から任意の決済手段を用いて支払いを行う現状があるということが分かります。

そして、【発明が解決しようとする課題】を読むと、店舗にて利用可能な決済手段は店舗ごとに異なることが多いため、ユーザは、店舗で支払いを行う際、決済手段を選択する必要があるし、複数の決済手段が利用可能なら、1つの決済手段を選択する必要があるし、利便性が損なわれるという問題があることが分かります。

そして、本発明は、利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザに対して、より適切な決済手段を提示することが可能な情報処理方法を提供することを課題としていることが分かります。

以上から、この発明の課題は、「利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザに対して、より適切な決済手段を提示することが可能な情報処理方法を提供すること」であると理解できました。

### (2) ステップ2：【発明を実施するための形態】を【図面】を参照しながら読む

次は、上で把握できた課題はどうやって解決されるのだろうか考えながら、以降に続く【発明を実施するための形態】を読んでいきます。

【発明を実施するための形態】は、非常に長く、何の目的もなしに初めから一文字一文字読んでいくと眠くなります。しかし、非常に長いといっても、情報処理系の明細書の場合、ある程度型が決まっています。型とは、以下のようなものです。

#### よくある型

- (1) 全体構成の説明
- (2) 機能構成の説明
- (3) データベースの説明
- (4) 処理の説明（フローチャート）

全体構成の説明では、発明の全体構成の説明がされ、ハードウェアの説明がなされます。形式的な記載が多いので、読み飛ばす、もしくは斜め読みする程度で構いません。

機能構成の説明は、特許請求の範囲でよく見る「○○部」というものを説明している箇所です。発明を実現する登場人物たちの説明なので重要な部分です。必要に応じて精読します。

データベースの説明は、処理に必要なデータベースの説明です。理解の助けになりますので必要に応じて参照します。

処理の説明は、フローチャートで説明されることがほとんどです。基本的には、ここを読めば処理の流れ、内容が分かります。

では、【発明を実施するための形態】を【図面】を参照しながら実際に読んでいきます。

まず図1を見てみます。図1は、全体のシステムを表しているようです。

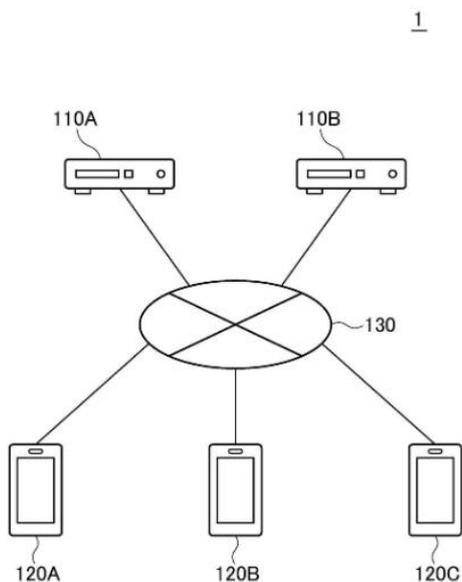


図1

110A、110Bと、スマホのような120A、120B、120Cがネットワーク130でつながっていることが分かります。

110は、段落【0010】によるとサーバのようです。発明の課題が「利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザに対して、より適切な決済手段を提示することが可能な情報処理方法を提供すること」でしたから、スマホ120で決済をし、サーバ110で何か処理をするんだろうなと予想できます。

これら登場人物は課題から想定できる範囲内のものであり、特段違和感がないと思います。そこで、図1の説明は読み飛ばしてしまって、図2を見てみます。

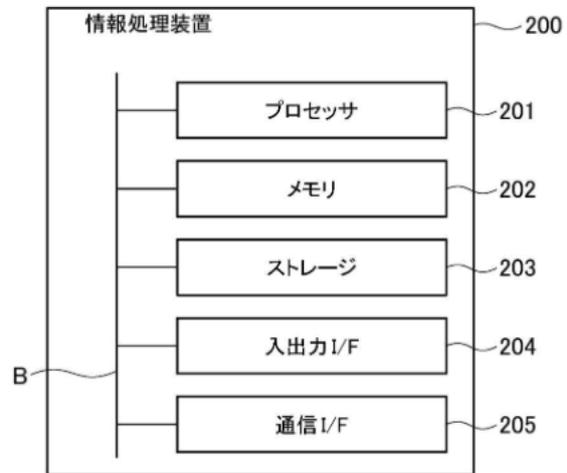


図2

図2に、200という参照番号があります。図1にはありませんでした。そこで、段落【0013】を見てみると（実際には、「200」と検索しています）、サーバ100と端末120とを区別しない場合、情報処理装置200と表現しているのだと分かります。

ということは、図2は、サーバ110とスマホ120のハードウェア構成の説明をしているものと分かります。図2を見る限り、当たりまえの構成だと思うので、ここも読み飛ばしてよさそうです。

続いて図3を見ます。

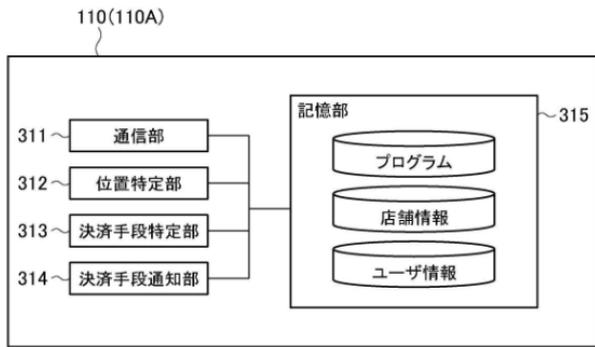


図3

「○○部」が列挙されていますから、これは機能部の説明です。また、図3の全体は110なのでサーバ110の機能部の説明と分かります。

各機能部が何をしているのか読んでいきます。

「通信部311」は他の装置(スマホ120)等と通信するだろうと予想できるので飛ばします。

「位置特定部312」は、何の位置を特定するのか、名前だけでは分かりません。そこで、明細書で確認してみます。段落【0049】には、「端末120から通知された端末120の位置情報を取得することで、端末120の位置を特定する。また、位置特定部312は、店舗管理情報から店舗位置を取得することで、店舗(又は決済端末)の位置を特定する。位置特定部312は、端末120の位置情報と店舗位置とを取得することから、位置取得部と呼ばれてもよい。」とありますから、「スマホ120」と「店舗」の位置を取得するものであることが分かりました。

「決済手段特定部313」は、決済手段を特定するものであるとは予想できますが、どのような決済手段を特定するのか、どうやって決済手段を特定するのか分かりません。そこで、明細書を確認してみると、段落【0050】に、「決済手段特定部313は、端末120の位置情報と店舗の位置情報とに基づいて、店舗で利用可能な決済手段を特定する機能を有する。また、決済手段特定部313は、端末120の位置から所定の範囲内に店舗が存在する場合(つまり、端末120の位置情報と店舗の位置情報とが所定範囲内に含まれる場合)、端末1

20の位置から所定の範囲内に存在する店舗で利用可能な決済手段を、店舗で利用可能な決済手段として特定するようにしてもよい。ここで、端末120の位置から所定の範囲内に存在する店舗で利用可能な決済手段とは、当該店舗で利用可能な決済手段であってもよいし、又は、当該店舗で利用可能な決済手段と端末120で利用可能な決済手段とに共通の決済手段であってもよい。」とあります。細かいことは置いて「店舗で利用可能な決済手段」を「端末120の位置情報と店舗の位置情報とに基づいて」特定するものと分かります。

「決済手段通知部313」は、「決済手段特定部312」が特定した決済手段をスマホ120に通知するだろうと予想できます。

「記憶部315」には、「プログラム」「店舗情報」「ユーザ情報」が記憶されています。図4を見ると、「店舗情報」「ユーザ情報」が記載されているようです。

(a)

&lt;店舗情報&gt;

店舗ID	店舗名	店舗位置		決済手段
		緯度・経度	近距離無線識別子	
S01	xxx	緯度:aaa、経度:bbb	1111	A、B、C、D、E
S02	yyy	緯度:ccc、経度:ddd	2222	A、B、E
S03	zzz	緯度:eee、経度:fff	3333	B、C、D
...	...	...	...	...

(b)

&lt;ユーザ情報&gt;

ユーザID	決済手段
U01	A、C、D
U02	A、B、E
U03	C、D
...	...

図4

「店舗情報」は、「店舗ID」と「店舗名」と「店舗位置」と「決済手段」が項目としてあります。「決済手段」は課題から考えて「店舗で利用できる決済手段」なのかなと予想できます。

「ユーザ情報」は、「ユーザID」と「決済手段」があり、「決済手段」は、ユーザが持っている決済手段なのかなと予想できます。

予想ばかりしていますが、このように予想しながら読み、予想できない場合や予想に反した場合に明細書の該当箇所を探して読むことで早く読むことができ、強弱をつけて読むことができ、眠くなるのを防止できます。

次に図5を見てみますと、これはスマホ120の機能部の説明のようです。

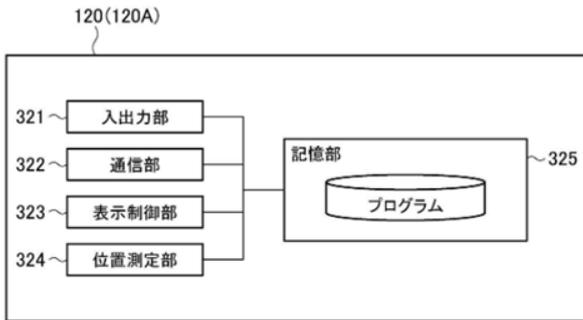


図5

「入出力部321」、「通信部322」は、文字通りの機能部でしょう。

「表示制御部323」は、段落【0057】に「表示制御部323は、利用可能な決済手段を示す画面や、ユーザーが希望する決済手段の選択を受け付けるための画面等を端末120のディスプレイに表示する機能を有する。」とあることから、利用可能な決済手段を示す画面や、ユーザーに希望する決済手段を選択させる画面を表示するものなのだと分かります。

「位置測定部324」は、サーバ110の「決済手段特定部313」が「端末120」の位置情報を利用して決済手段を特定していたので、「端末120」の位置を特定するものであると予想できます。

次、図6を見ますと、フローチャートです。具体的な処理の説明なので、各ステップを見ていくことにします。不明なステップだけ明細書を確認という方針で見いきます。

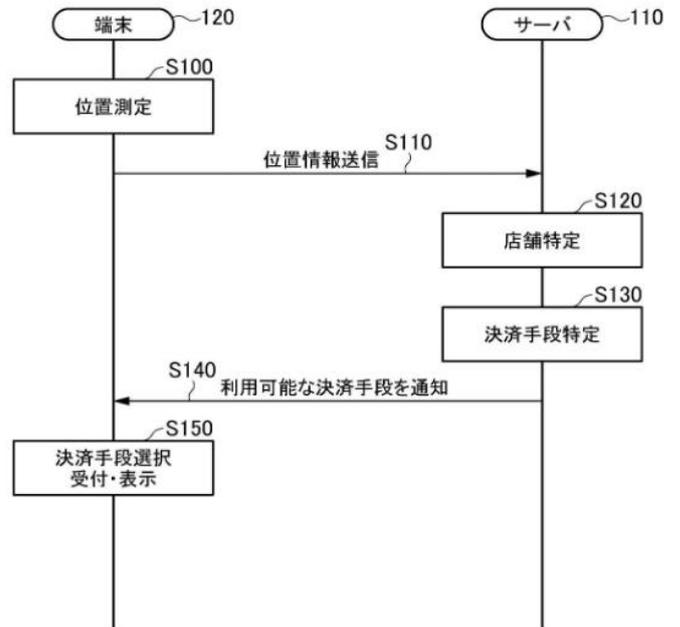
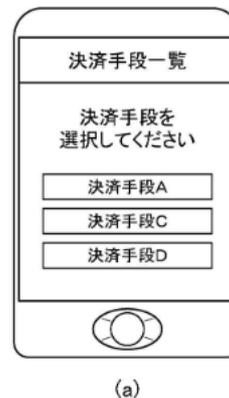


図6

図6のフローチャートには、特に不明な箇所はないように思いますので次に行きます（不明点があれば読みましょう）。

図7は何かの表示例のようです。



(a)

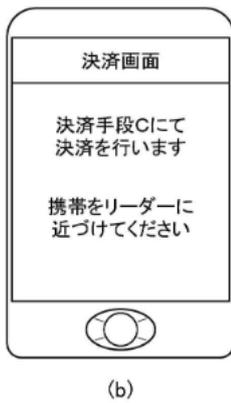


図7

図6のステップS150が「決済手段選択受付・表示」ですから、このステップS150の表示例なのでしょう。

以上で、端末120の位置をサーバ110に送って(S110)、店舗情報のデータベースを見て、端末120の位置に近い複数の店舗を特定して(S120)、さらにデータベースから特定した店舗に対応する決済手段を特定して(S130)、これを端末120に通知し(S140)、端末120に表示させる(S150)ものだと理解できました。

これにより、課題「利用する店舗において複数の決済手段が利用可能である場合、ユーザに対して、より適切な決済手段を提示することが可能な情報処理方法を提供すること」を解決するんだと理解できました。

### (3) ステップ3：【特許請求の範囲】を読む

ここまでの第1実施形態のようです。特許請求の範囲は、すべての実施形態をカバーするように記載されることが多いので、この段階で請求項1を1行目から見てください。

#### 【請求項1】

ユーザが利用する第1情報処理装置と通信する、第2情報処理装置が実行する情報処理方法であって、

→第1情報処理装置(端末120)と通信する第2情報処理装置(サーバ110)が実行する情報処理方法であって、

前記第1情報処理装置からの決済を受け付ける第3

情報処理装置と前記第1情報処理装置とを利用しての決済に利用可能な複数の決済手段を特定する特定ステップと、

→端末120からの決済を受け付ける第3情報処理装置(店舗の決済端末)と端末120とを利用しての決済に利用可能な複数の決済手段を特定するステップ(S120)と、

特定された前記複数の決済手段の各々について、所定の基準に基づいて優先度を決定する決定ステップと、

→「優先度」とは?初めて出てきたので明細書に戻ります。

### (4) ステップ2 & ステップ3 (必要に応じて明細書に戻る)

今まで読んできた中に「優先度」という言葉はありませんでした。何となく意味は分かるかもしれませんが、第2実施形態を見ることにしましょう。図9を見てみると、「優先度決定部316」「利用履歴情報」というのが、第1実施形態の図3と異なるようです。そこで、「優先度決定部316」「利用履歴情報」について記載を探します。

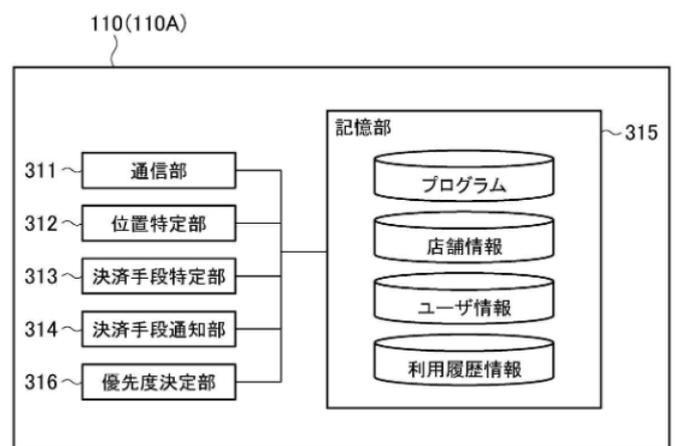


図9

## &lt;利用履歴情報&gt;

日時	ユーザID	決済手段	店舗ID
2018年1月5日 11:00	U01	C	S01
2018年1月5日 12:00	U02	E	S02
2018年1月6日 10:00	U03	C	S03
...	...	...	...

図 1 0

図 1 0 には、「利用履歴情報」が示されており、いつ、誰が、どの決済手段で、どの店舗で決済を行ったかを示していることが分かります。

そして、段落【0079】に「優先度決定部316」について以下の記載があります。

## 【0079】

優先度決定部316は、決済手段特定部313により特定された複数の決済手段の各々について、所定の基準に基づいて優先度を決定する機能を有する。優先度の決定方法については後述する。

しかし、これだけでは、優先度がどのように決定されるのか分かりません。そこで、後述してる箇所を探します。すると、段落【0082】から「優先度決定処理」についての説明が始まっており、段落【0083】、【0084】に「第1実施例」が記載されているので、これを見てみます。

## 【0083】

## &lt;第1実施例&gt;

優先度決定部316は、各店舗における利用頻度が高い決済手段の順に優先度が高くなるように、複数の決済手段の各々の優先度を決定する。例えば、優先度決定部316は、利用履歴情報を検索することで、ユーザが利用する店舗についての決済手段ごとの利用回数を算出し、利用回数が多い順に優先度が高くなるように、優先度を決定するようにしてもよい。又は、優先度決定部3

16は、利用履歴情報を検索することで、全ての店舗(ユーザが利用する店舗以外の店舗も含む全て)についての決済手段ごとの利用回数を算出し、利用回数が多い順に優先度が高くなるように、優先度を決定するようにしてもよい。

## 【0084】

第1実施例によれば、利用回数が多い決済手段ほど、店舗において支払いに利用される可能性が高くなる。これにより、店員は支払いの度に異なる決済手段に応じたPOS端末操作等を行う必要がなくなり、店員の作業負担を減らすことが可能になる。また、店舗ごとの決済手段の利用回数を特定することも可能になる。

このことから、優先度とは、各店舗における利用頻度が高い決済手段の順に高くなるもので、利用履歴情報を検索することで、優先度は決定されるものであると分かります。

そして、図12を見ると、決済手段の優先度に従って表示態様を変更したりしていることが分かります。

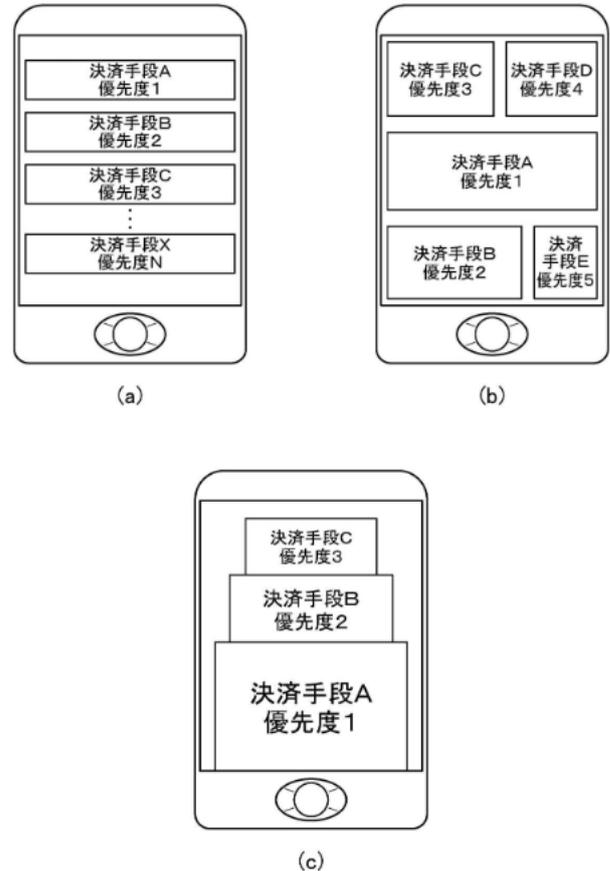


図 1 2

ということで、【請求項1】を改めて見てみます。

## 【請求項1】

ユーザが利用する第1情報処理装置(端末120)と通信する、第2情報処理装置(サーバ110)が実行する情報処理方法であって、

前記第1情報処理装置(端末120)からの決済を受け付ける第3情報処理装置(店舗の決済端末)と前記第1情報処理装置(端末120)とを利用しての決済に利用可能な複数の決済手段を特定する特定ステップ(S120)と、

特定された前記複数の決済手段の各々について、所定の基準に基づいて優先度を決定する決定ステップと、

→利用履歴情報から優先度を決定するという段落【0083】、【0084】等のことを言っている。

特定された前記複数の決済手段と、決定された優先度とを対応づけて前記第1情報処理装置に表示させる表示ステップと、を含み、

→図12のように、決済手段と優先度とを対応づけて表示させることを言っている。

前記決定ステップは、前記ユーザと所定の関係にある1以上のユーザが利用する利用頻度が高い決済手段の順に優先度が高くなるように、前記複数の決済手段の各々の優先度を決定することを含む、情報処理方法。

→段落【0083】、【0084】のことを言っている。

以上で、【特許請求の範囲】の【請求項1】を理解できたのではないかと思います。以上が、私の基本的な公報の読み方になります。明細書を隅々まで読んでいくわけではなく、必要な箇所だけ読むことで効率的に読むことができると思います。

## 5. 最後に

以上、特許公報の読み方について、技術内容を理解する、特許請求の範囲を理解するという観点で説明しました。中間対応時や調査をするときなど、目的に応じて公報の読み方は変わります。しかし、どの場合においても、技術内容を理解しなければならないことに変わりはありません。



KSI パートナース法律特許事務所

〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp